

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

昨年7月7日の国連会議において、核兵器の完全廃絶につながる法的拘束力を有した核兵器禁止条約が、国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択された。

当該条約は、締約国に対し、核兵器等の開発、実験、製造、生産、保有等に加え、その使用や使用すると威嚇を禁止し、さらには、締約国の領域または管轄・管理の下にある場所において、核兵器等の配置、設置、配備を禁止している。

また、当該条約は、50カ国が批准してから90日後に発効するとされている。

本年8月9日には、長崎市で開催された被爆73周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典にアントニオ・グテーレス国連事務総長が出席し、核兵器の完全廃絶は、国連の最も重視する軍縮の優先課題であり、全ての国に、核軍縮に全力で取り組み、緊急の問題として目に見える進歩を遂げるよう呼びかけた。

唯一の被爆国である日本は、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器禁止条約の発効に向けて、率先して取り組むべきである。

よって、政府においては、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属

坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員